

ニュースリリース

平成 19 年 5 月 18 日
(社)日本監査役協会

会社法に対応し、監査委員会監査基準を改定

(社)日本監査役協会(会長=笹尾慶蔵・旭有機材工業㈱監査役)は、監査委員会監査基準を改定し、公表した(当協会ホームページ<http://www.kansa.or.jp>、「月刊監査役」7月号(No.529)掲載予定)。

監査委員会監査基準は、平成 14 年の商法等改正によって委員会等設置会社(現「委員会設置会社」)制度が導入されたことに伴い、監査委員会監査にかかる具体的かつ体系的な実務指針の提供を目的として平成 17 年 9 月に制定されたが、その後、会社法等が施行され、また、監査委員会監査の実務が蓄積してきたことから、それらを踏まえ、改定されるに至ったものである。

改定の主な点としては、まず、内部統制システムの監査が挙げられる。従来から、委員会(等)設置会社においては、内部統制システムの整備が義務付けられていたが、会社法等における該当規定の改定を踏まえ、本基準においても規定の充実を図った(第 20 条)。また、「監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の整備について「監査委員会監査の環境整備」という独立した章を設け(第 4 章)その整備にかかる具体的な規定化を図った。なお、本基準とは別に、今後、別途「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」が整備され、より具体的な監査の方法等が規定される予定となっている(第 20 条第 6 項)。

このほか、財務報告に係る内部統制の監査に関する規定(第 21 条)、会計監査人の職務の遂行が適正に確保されるための体制に関する監査委員会への通知に関する規定(第 27 条)、会計監査人の報酬等の同意に関する規定(第 28 条)、買収防衛策への対応規定(第 39 条)、株主代表訴訟における不提訴理由の通知に関する規定(第 42 条)、株主総会参考書類等の WEB 開示への対応規定(第 49 条)などの規定が新たに盛り込まれている。

当協会では、本基準の浸透に力を入れていく予定である。

本件に関する問い合わせ先

(社)日本監査役協会
〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1 - 9 - 1
丸の内中央ビル 13 階
電話 03 - 5219 - 6125
事業部第 2 課 上遠野、森山